

佐野市市民活動保険 仕様書

1. 保険の概要

佐野市市民活動補償制度実施要綱（令和3年佐野市告示第88号。以下「要綱」とする。）に基づいて補償される場合の費用を保険金として支払われる保険であること。

2. 保険期間

令和5年6月1日午後4時から令和6年6月1日午後4時まで

3. 保険・補償内容

法令等を遵守したものであること。

また、本仕様書ならびに要綱と保険約款との整合性が図られていること。

（1）賠償責任事故

賠償責任事故の種類	限度額
1 他人の生命又は身体に損害を与えた場合	1人につき1億円かつ1事故につき3億円（生産物事故に係る損害賠償にあっては、補償期間において3億円）
2 他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき5,000万円（生産物事故の損害賠償にあっては、補償期間において5,000万円）
3 他人から預かっている財物又は管理を委託されている財物に損害を与えた場合	1事故につき300万円（補償期間に限る。）

この表において「生産物事故」とは、製造、販売又は提供をした財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は中止された後にその作業の結果によって生じた事故をいう。

（2）傷害事故

傷害事故の種類	限度額
1 傷害事故の日から起算して180日以内に死亡した場合	1人につき300万円
2 傷害事故の日から起算して180日以内に後遺障がいが生じた場合	障がいの程度に応じて後遺障がい保険金を支払うものとし、その額は300万円に保険金支払割合（3%から100%）を乗じたものとする。
3 傷害事故により日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ、入院して医師の治療を受けた場合	1人入院1日につき3,000円。ただし、傷害事故の日から起算して180日を限度とする。
4 前項の規定の適用（以下「入院補償」という。）を受ける場合であって、治療のため手術を受けたとき	入院中（傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいう）に受けた手術について、入院補償の日額（3,000円）に手術の種類に応じて最低10倍から最高40倍を乗じた額を支払うものとする。

5 傷害事故により日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ、通院して医師の治療を受けた場合	1人通院1日につき2,000円。ただし、傷害事故の日から起算して180日までの間において、90日を限度とする。
---	---

4. 補償対象

傷害補償・賠償責任補償の対象は、要綱第5条第1項第1号及び第2号のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号アの宗教的活動とは、宗教法人や氏子等が主催若しくは企画運営する活動であり、例に挙げるような市民団体等が主催し市民や地域のために行われる活動については宗教的活動とはしない。

例：地域伝統行事への参加、地域で祀る社寺の清掃活動等

5. 保険契約者

佐野市

6. 保険料の計算基礎

(1) 令和5年3月1日現在の人口 114,877人

(2) 保険料計算にあたっては、住民数だけで計算するものとし、市民活動団体ごとの活動内容や活動人数、活動回数等は提示しないものとする。

7. 事故発生時の手続き

要綱第7条のとおり

8. 保険金請求事務等に関する役割

(1) 保険会社の役割

①保険金請求書等の書類一式は保険会社が作成したものを使用し、補償対象者からの保険金請求・支払いに関する事務を行う。

②示談交渉が必要な場合は、当事者間で円満に事故解決ができるよう保険会社は協力するものとする。

(2) 市の役割

①市は、市民団体等から提出された事故報告書、市民活動補償制度適用通知書及び保険金請求書等を保険会社に提出する事務を行う。

②補償の対象とすべき活動か否かの判断を行う。

9. 事故実績報告書の提出

事故受付件数、保険金支払件数及び支払い額につき、年2回実績報告を行う。

①6月1日～11月30日の実績を12月28日までに提出するものとする。

②12月1日～6月1日の実績を6月30日までに提出するものとする。

③上記の①②にかかわらず、市が必要と認めたときは、実績を提出する。

1 0. 保険料の確定精算

保険料の確定精算は行わないものとする。

1 1. 保険料の支払い日について

市から保険会社への保険料は、令和5年5月31日までに支払うものとする。

1 2. 保険金の直接支払いについて

保険金は、要綱に基づき市の口座に入金することなく被補償者の指定した口座に直接振り込むものとする。

1 3. 支払実績

年度	賠償責任事故	傷害事故	保険金支払総額
令和3年度	0件	1件	2,000円
令和4年度	0件	※2件	※20,000円

※3月29日現在の確定数。

1 4. その他

本仕様書に記載のないものについては、佐野市と保険会社が協議の上決定する。